

令和 3 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601  
研究種目：基盤研究(C)（一般）  
研究期間：2017～2020  
課題番号：17K03424  
研究課題名（和文）公判前整理手続・公判手続を通じた証拠法規制のあり方

研究課題名（英文）Evidence Law in Pretrial and Trial Process

研究代表者  
成瀬 剛（Naruse, Go）  
東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・准教授

研究者番号：90466730  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は下記の4点である。  
第1に、公判前整理手続後の公判手続において生じうる証拠制限の理論的根拠及びその具体的内容を明らかにした。第2に、公判手続における証拠制限の可能性を踏まえて、当事者が公判前整理手続において主張すべき内容及び請求すべき証拠の範囲を示した。第3に、関連性概念を主張・証拠の選別基準として用いることにより、充実した公判審理を実現するために必要十分な争点・証拠の整理のあり方を明らかにした。第4に、正当防衛の制限が問題となる事案を素材として、証拠法の視点を踏まえた争点・証拠の整理のモデルを示すとともに、取調べの録音・録画記録媒体を素材として、動的な証拠法規制の具体例を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義  
本研究の学術的意義・社会的意義は、以下の2点にまとめられる。  
第1に、公判前整理手続において、証拠法理論に裏打ちされた主張・証拠の選別基準に基づく争点・証拠の整理を行うことにより、充実した公判審理（とりわけ、充実した裁判員裁判）を実現できるようになった。  
第2に、手続の進行も踏まえた動的な証拠法理論を確立することにより、各手続の内容・特性に応じた証拠法規制を及ぼせるようになった。

研究成果の概要（英文）：The results of this research are the following four points.  
First, the rationale for the use of evidence that may be restricted in the trial after the pretrial arrangement procedure and its specific rules were clarified. Second, based on the possibility of restricting evidence in the trial, the range of fact and evidence that the parties should assert and request in the pretrial arrangement procedure are shown. Third, I clarified how to arrange the issues and evidence necessary and sufficient for the fruitful trial by using the concept of relevancy as a criterion for selecting assertions and evidence. Fourth, I showed a model for arranging issues and evidence from the perspective of evidence law, using the case where the issue was the restriction of self-defense doctrine, and an example of dynamic evidence regulations, using the recording of interrogation as a material.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：証拠法 公判前整理手続 公判手続 証拠の関連性

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 公判前整理手続の導入当初は、刑訴法 316 条の 17 第 1 項に規定された被告人・弁護人による主張明示義務と憲法 38 条 1 項が保障する自己負罪拒否特権との関係などの理論的問題や刑訴法 316 条の 14 以下に定められた証拠開示規定の解釈問題に議論が集中していたが、いずれの問題についても最高裁が一定の方向性を示したこと（前者につき、最決平成 25 年 3 月 18 日刑集 67 巻 3 号 325 頁、後者につき、最決平成 19 年 12 月 25 日刑集 61 巻 9 号 895 頁、最決平成 20 年 6 月 25 日刑集 62 巻 6 号 1886 頁、最決平成 20 年 9 月 30 日刑集 62 巻 8 号 2753 頁を参照）によって、公判前整理手続の基本枠組と同手続における証拠開示制度の骨格は固まった。

その後は、公判前整理手続の長期化が問題視されるようになったため（最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」10 頁以下〔2012 年〕）、当事者追行主義を基本理念としながら、いかに争点及び証拠の整理を迅速に行うかが議論されていた（例えば、水野智幸＝清野憲一＝宮村啓太「特集・公判前整理手続の在り方」刑事法ジャーナル 47 号 22 頁以下〔2016 年〕参照）。

(2) しかし、判例・裁判例の動向を踏まえて考えると、当時の議論は 2 つの点で大きな問題を抱えているように思われた。

第 1 の問題は、当時の議論が、公判前整理手続を迅速に進めることに傾注するあまり、充実した公判審理を実現するという公判前整理手続の本来の目的を見失いつつあったことである。仮に、公判前整理手続の期間が短くなったとしても、争点と証拠の整理が十分に行われず、公判審理で混乱を来すのであれば本末転倒である。最決平成 26 年 3 月 10 日刑集 68 巻 3 号 87 頁に付された横田裁判官の補足意見は、当該事案の審理全体が分かりづらくなった要因は、公判前整理手続における争点整理及び審理計画の策定が不適切であった点にあると指摘しており、同様に、控訴審段階で第一審の公判前整理手続における争点・証拠の整理の不十分さが問題視される事例も急増していた（例えば、東京高判平成 27 年 2 月 6 日 LEX/DB25505813 などを参照）。このような判例・裁判例の動向に鑑みれば、公判前整理手続の期間のみに着目するのは適切でなく、むしろ、充実した公判審理の実現という目的に照らして必要十分な争点・証拠の整理のあり方を検討する必要があると考えられた。

第 2 の問題は、当時の議論が、公判前整理手続における争点・証拠の整理の在り方を規律する原理として、当事者追行主義のみに依拠していたことである。確かに、争点・証拠の整理をいかに当事者主導で実施していくかは重要な課題であるが、その前提として、法曹三者が公判前整理手続における必要十分な争点・証拠の整理の在り方を共有しておく必要があり、その在り方を検討する際に参照すべきは、当事者追行主義ではなく証拠法規制である。証拠の整理において証拠法が参照されるのは当然のことであるが、争点（主張）の整理においても証拠の関連性という概念は有効に機能しうる（笹倉宏紀「当事者主義と争点整理に関する覚書」研修 789 号 3 頁〔2014 年〕）。さらに、最決平成 27 年 5 月 25 日刑集 69 巻 4 号 636 号が、主張明示義務違反があった場合に公判審理において被告人質問を制限する余地を認めたことに鑑みれば、公判手続における証拠制限を踏まえて、公判前整理手続における争点整理の在り方を検討することも必要になると考えられた。

## 2. 研究の目的

上記のような問題意識に基づき、本研究の目的を以下の 4 点に定めた。

第 1 に、公判前整理手続後の公判手続において生じうる証拠制限の理論的根拠及びその具体的内容を明らかにする。第 2 に、公判手続における証拠制限の可能性を踏まえて、当事者が公判前整理手続において主張すべき内容及び請求すべき証拠の範囲を示す。第 3 に、関連性概念を主張・証拠の選別基準として用いることにより、充実した公判審理を実現するために必要十分な争点・証拠の整理のあり方を明らかにする。第 4 に、直接証拠の信用性が問題になる事案（直接証拠型の事案）や間接証拠を積み上げていく事案（間接証拠型の事案）などいくつかの典型的な事案類型に対して、証拠法の視点を踏まえた争点・証拠の整理の具体的なモデル案を提示する。

## 3. 研究の方法

(1) 平成 29 年度前半は、比較法研究に入る前提作業として、公判前整理手続の現状・問題点を明らかにするとともに、公判前整理手続後の公判手続における証拠制限の理論的根拠・範囲を考察した。

前者については、公判前整理手続における争点・証拠の整理のあり方を問題視した判例・裁判例（例えば、最決平成 26 年 3 月 10 日刑集 68 巻 3 号 87 頁に付された横田裁判官の補足意見や最決平成 27 年 5 月 25 日刑集 69 巻 4 号 636 頁に付された小貫裁判官の補足意見）及び公判前整理手続に関する文献を網羅的に検討するとともに、法曹三者にインタビューを行うことにより、公判前整理手続の実務上の問題点を具体的に明らかにした。

後者については、刑訴法 316 条の 32 第 1 項による証拠制限及び主張明示義務違反に基づく証拠制限を取り上げ、平成 16 年刑訴法改正の立案段階における議論を出発点とした上で、その後の判例・裁判例・学説を考察し、公判手続における証拠制限の理論的根拠とその具体的な範囲を検

討した。

平成 29 年度後半は、前半の日本法の考察を踏まえて、英米法諸国の中でも当事者主義が最も強調され、争点・証拠の整理も基本的に当事者の自主性に委ねられているアメリカを考察した。

アメリカには、日本の公判前整理手続のような裁判所が主宰する争点・証拠の整理手続は存在せず、原則として当事者のみで主張提示及び証拠開示を行い、争いが発生した場合のみ、裁判所に申し立てて判断を求める仕組みになっている（一般に、公判前申立て〔pretrial motions〕と呼ばれる）。そこで、検察官・刑事弁護人向けに書かれた主張提示・証拠開示及び公判前申立てに関する体系書の検討を通じて、当事者のみによる争点・証拠の整理のあり方を具体的に把握するとともに、同国の証拠法理論とりわけ関連性概念がその争点・証拠の整理において果たしている役割を代表的な証拠法体系書の分析を通じて明らかにした。

(2) 平成 30 年度前半は、アメリカと異なり、裁判所主宰で争点・証拠の整理を行うイギリス及びカナダの現状を検討し、公判準備段階における証拠法の役割を探った。

イギリスでは、充実した陪審裁判を実現するため、裁判所主宰の答弁・事件管理手続が必要的に行われており、そこでは、当事者の主張・立証を踏まえた争点・証拠の整理や審理計画の策定が行われている。そこで、実務注釈書を用いてこの手続の内容を把握するとともに、同手続における争点・証拠の整理がイギリスの関連性概念及び公判における証拠制限といかなる関係に立つのかについて証拠法体系書の分析を通じて明らかにした。また、カナダにおいても、裁判所主宰の公判前会議が行われているので、刑事訴訟法・証拠法の体系書を用いて、イギリスにおける争点・証拠の整理のあり方との比較を行った。

平成 30 年度後半は、当事者中心の争点・証拠整理（アメリカ型）から裁判所主宰の争点・証拠整理（イギリス・カナダ型）に移行しつつあるオーストラリア法の現状を把握するとともに、ドイツ法の分析によって英米法圏の議論を相対化させ、より深く理解することを目指した。

オーストラリアでは、従来、当事者間で非公式な争点・証拠の整理が行われてきたが、近時、複雑な専門証拠が問題となる事案などで裁判所主宰の争点・証拠の整理も行われるようになってきている。そこで、このような実務上の変化が生じた理由を、公判審理の充実及び証拠法規制の両面から、刑事訴訟法・証拠法の体系書を用いて明らかにした。

ドイツでは、英米法諸国のような公判前準備は行われず、厳格な証拠規制も存在しないが、公判審理の冒頭に行われる被告人尋問が争点整理の役割を果たし、検察官及び弁護人による証拠調べ請求に対する裁判所の却下権限が証拠整理の機能を果たしている。そこで、これらの手続に関する理論・実務の動向を刑事訴訟法・証拠法の注釈書を通じて検討した。

(3) 令和元年度前半は、まず、前 2 年間にやり残した比較法 5 か国の検討を補足的に行った。特に、本研究の目的との関係で有益な示唆を与えると判断したイギリスとオーストラリアの規律及び実務動向について、関連文献の精読を通じて、詳細な検討を加えた。その上で、英米法諸国（アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア）における争点及び証拠の整理に対する規律・運用の共通点と相違点を明らかにし、各国の相違を生じさせる理論的・制度的根拠について考察した。

令和元年度後半は、日本における公判前整理手続実務の最新動向を把握するために、近時公刊された司法研修所編『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』（法曹会、2018 年 11 月）の内容を詳細に検討するとともに、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）に対するインタビュー調査を実施した。その上で、令和元年度前半までに得られた 5 か国の比較法研究の成果を日本における最新の問題状況に接合させて、さらに考察を深めた。

(4) 令和 2 年度の前半は、近時公刊された司法研修所編『裁判員裁判と裁判官 裁判員との実質的な協働の実現をめざして』（法曹会、2019 年 12 月）の内容を、手続の進行（公判前整理手続～公判手続）に応じた動的な証拠法理論の在り方という視点から仔細に分析した。また、アメリカ・カリフォルニア州の刑事裁判官 2 名に対してオンラインでのインタビュー調査を実施し、アメリカにおける公判準備の実務について学ぶとともに、本研究の成果に対する有益なフィードバックを得た。

令和 2 年度の後半は、「正当防衛の制限が問題となる事案の公判前整理手続のあり方」をテーマとした法曹三者の勉強会に参加して、本研究が提唱する「証拠の関連性概念による主張と証拠の整理」という構想が公判前整理手続の実務に耐えうるものであるか否かを検証した。また、「取調べの録音・録画記録媒体」という特定の証拠を素材として、公判前整理手続・公判手続を通じた動的な証拠法規制のあり方を具体的に考察した。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究の主な成果は、以下の 4 点である。

第 1 に、刑法 316 条の 32 第 1 項による証拠制限及び主張明示義務違反に基づく証拠制限について、平成 16 年刑法改正の立案段階における議論を出発点とした上で、その後の判例・裁判例・学説を考察し、公判前整理手続後の公判手続において生じうる証拠制限の理論的根拠とその具体的内容を明らかにした。

第 2 に、第 1 で明らかにした公判手続における証拠制限の可能性を踏まえて、当事者が公判前整理手続において主張すべき内容及び請求すべき証拠の範囲を示した。

第 3 に、証拠の関連性概念を公判前整理手続における主張と証拠の選別基準として用いることにより、充実した公判審理を実現するために必要十分な争点・証拠の整理が可能となることを

明らかにした。この点の詳細については、拙稿「『証拠の関連性』概念による主張と証拠の整理」法律時報 92 卷 3 号 5 頁（2020 年 3 月）を参照して頂きたい。

第 4 に、正当防衛の制限が問題となる事案を素材として、証拠法の視点を踏まえた争点・証拠の整理の具体的なモデルを示すとともに、取調べの録音・録画記録媒体を素材として、動的な証拠法規制の具体例を示した。前者については、具体的なケースを素材とした法曹三者の勉強会に参加して検討を深めたことにより、公判前整理手続の実務にも耐えうるモデルを示すことができたと自負している。後者の詳細については、拙稿「取調べの録音・録画記録媒体の証拠としての利用」法学教室 486 号 114 頁（2021 年 3 月）を参照して頂きたい。

(2) 本研究は、上記の 4 点の成果を導くにあたって、計 5 力国にわたる比較法的考察を行った点でも独創的な意義があると考えている。英米法諸国においては、公判準備段階における争点・証拠の整理が制定法・判例・実務運用によって詳細に規律されており、この問題に関する議論も豊富に蓄積されているが、それらの紹介が十分になされてきたとは言い難く、ドイツにおけるこの問題を検討した研究も皆無であった。本研究は、このような比較法的検討の不十分さを補うものとしても、大きな意義がある。

(3) 今後は、本研究の成果を踏まえて、以下の 2 つの課題に取り組みたい。

第 1 に、直接証拠の信用性が問題になる事案（直接証拠型の事案）や間接証拠を積み上げていく事案（間接証拠型の事案）などの典型的な事案類型について、証拠法の視点を踏まえた争点・証拠の整理のモデル例を示すことにより、本研究の構想が多くの法曹に理解され、公判前整理手続の実務においてさらに活用されるようになることを目指したい。

第 2 に、本研究を通じて明らかにした動的な証拠法理論をさらに発展させるため、従来、静的なものとして議論されてきた証拠法規律（例えば、伝聞法則など）を、手続の進行を踏まえつつ動的な視点から再検討したい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 472号
2. 論文標題 伝聞供述（上） 証人尋問・被告人質問のあり方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 107-115頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 473号
2. 論文標題 伝聞供述（下） 証人尋問・被告人質問のあり方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 103-111頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 「証拠の関連性」概念による主張と証拠の整理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 5-11頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 90巻10号
2. 論文標題 国際刑事裁判所における証拠法 各国の証拠法との比較分析	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 16-22頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 461号
2. 論文標題 再審制度 アメリカ法との比較	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 55-63頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 1巻
2. 論文標題 類似事実による主観的要件の立証 性犯罪事件における性的目的の立証を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒巻匡 = 大澤裕 = 川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』	6. 最初と最後の頁 545-577頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 1
2. 論文標題 余罪と量刑	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事訴訟法判例百選 (第10版)	6. 最初と最後の頁 216-219頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 65号
2. 論文標題 DNA混合資料の解析結果の証拠能力 アメリカ法・オーストラリア法の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 55-68頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 481号
2. 論文標題 取引に関する書面	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 78-87頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿 = 大屋雄裕 = 小塚荘一郎 = 佐藤一郎 = 山本龍彦 = 成瀬剛	4. 巻 33号
2. 論文標題 フェイクとリアル 個人と情報のアイデンティフィケーション	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 144-162頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 486号
2. 論文標題 取調べの録音・録画記録媒体の証拠としての利用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 114-124頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 成瀬 剛
2. 発表標題 児童虐待に関する刑事手続上の課題 証拠法からのアプローチ
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会・ワークショップ11「児童虐待とその刑事的対応」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 アメリカ連邦法における捜査・訴追協力型答弁取引
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 求刑合意における裁判所と当事者の権限分配
3. 学会等名 司法研修所・平成30年度刑事専門研究会2（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 科学的証拠に対する証拠規制のあり方
3. 学会等名 日本刑法学会第96回大会・ワークショップ8「証拠の関連性：科学的証拠，悪性格証拠を中心に」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 日本版司法取引 協議・合意制度
3. 学会等名 第二東京弁護士会・日比谷倶楽部勉強会（招待講演）
4. 発表年 2018年



1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 国際刑事裁判所における証拠法規制のあり方 各国の証拠法との比較
3. 学会等名 国際法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 イギリスにおける悪性格立証
3. 学会等名 比較刑訴法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 穴戸常寿編、水谷瑛嗣郎・穴戸常寿・西貝吉晃・深町晋也・村田健介・遠藤史啓・中原太郎・山本龍彦・前田健・瀧麻依子・島並良・波多江悟史・實原隆志・市川芳治・笹倉宏紀・大久保直樹・得津晶・興津征雄・門脇雄貴・成瀬剛・杉本和土執筆	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272頁
3. 書名 新・判例ハンドブック情報法	

1. 著者名 穴戸常寿 = 大屋雄裕 = 小塚荘一郎 = 佐藤一郎編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 357頁（該当頁は293-328頁）
3. 書名 AIと社会と法 パラダイムシフトは起きるか？	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------